

宗教法人浄珠院「ぎんなん霊苑」管理・使用規則

(目的・適用)

- 第1条 宗教法人浄珠院（以下浄珠院という）の北部、岡崎市上和田町字北屋敷55番3の墓地（以下墓地という）は、浄珠院に帰属する壇信徒及び縁故者、管理責任者が特に認める者の墳墓としての用に供するものとする。
2. 本規則は、前項の墓地に管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正化を図ることを目的として制定する。
また、同目的により別途「補則」を定めることができる。

(管理責任者)

- 第2条 墓地の管理責任者は、浄珠院の代表役員とする。

(墓地管理協議会)

- 第3条 管理責任者は、墓地の管理・使用の適正化を図るために、墓地管理協議会（以下協議会という）を設置することができる。
2. 協議会は、管理責任者と管理責任者の選任した若干名の協議委員で構成し、議長は管理責任者とする。
3. 協議委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
4. 協議会は、議長の招集により必要に応じて開くことができる。
5. 協議会は、下記の事項について審議するものとする。
- ①墓地の管理についての審議
 - ②使用者からの使用に関する申出に対する審議
 - ③使用解除に伴う当該墓地の改葬についての審議

(墓地使用の申込みと応諾)

- 第4条 墓地使用の希望者は、別に定める墓地永代使用料を管理責任者に納め、別途「墓地使用申込書」により予めその旨を管理責任者に申請しなければならない。
2. 管理責任者は、墓地使用の申込みがあったときは、その申込者に対し使用上の義務を明示し、なおかつ管理上必要と認めるときは、使用に関する特別な措置、又は条件を付すことができる。
3. 管理責任者が、申込みを応諾し、墓籍簿に登録したときに、墓地使用者となるものとする。

(墓地使用者の義務)

第5条 墓地使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

- ①墓地に埋骨しようとするときは、予め管理責任者に対し、法令に基づく埋骨許可証又はこれを証する書類を提出し、許可を受けるものとする。
- ②墓地使用者は、管理責任者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全に当たるものとする。
- ③墓地上の工作物は、その設置前に管理責任者の承認を受けるものとする。その変更、改造、移転についても同様とする。
- ④墓碑及び工作物の施工は、特に管理責任者が認めた場合を除き、浄珠院の指定する業者によるものとする。
- ⑤墓地上での樹木の栽培は、認めないものとする。
- ⑥墓地使用者は、別に定めるところにより管理費を管理責任者に納入するものとする。

(禁止事項違反による使用の解除)

第6条 墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任者は何らの催告を要せず、墓地使用者に対しその使用を解除することができる。

- ①浄珠院の宗派の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、又は妨げたとき。
 - ②管理責任者が特に認めた場合を除き、境内又は墓地内で他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為をしたとき。
 - ③第7条1項に違反したとき
2. 墓地使用者に次のいずれかに該当する事由のあるときは、管理責任者はそれ相当の期間内に改善履行することを命ずるものとする。墓地使用者がこの命令に従わないとき、管理責任者は墓地使用者に対し、墓地使用を解除することができる。
- ①使用墓地を、墓地以外の目的に使用したとき。
 - ②土葬したとき。
 - ③禽獣を埋葬したとき。
 - ④正当の事由なく、5年以上墓地に参詣せず、放置したとき。
 - ⑤2年以上、管理費の納入を怠ったとき。
 - ⑥墓地上の墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態にあるとき。

(墓地使用の承継)

- 第7条 墓地使用者は、墓地使用权を第3者に譲渡又は転貸することはできない。
2. 墓地使用者が、その地位を自らの親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し、書面により管理責任者の承認を求めるものとする。
 3. 墓地使用者が死亡したときは、先祖の祭祀を主宰すべき者が、その地位を承継する者とし、直ちに管理責任者に対して、書面にて届け出、承認を求めるものとする。

(管理権に基づく措置)

- 第8条 管理責任者が、墓地に公用・収容のため、又は墓地の整備その他の必要のため墓地使用者に対し、墓地の改葬を求めたときは、墓地使用者はこれを拒んではならない。
2. 本規則第6条により、墓地使用が解除されたときは、墓地使用者は直ちに地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理責任者に返還するものとする。
 3. 墓地使用者が、墓地使用を解除された後、直ちに前項の手続を完了しないときは、管理責任者は別に定める改葬の手続を執ることができるものとする。

(料金・費用等について)

- 第9条 管理責任者が墓地使用申込みを応諾し墓籍簿に登録後は、墓地の永代使用料、墓地管理費は、管理費の前納による預り金を除き、原則として返金しない。

(本規則の改廃)

- 第10条 本規則の改廃は、浄珠院の責任役員会又は管理協議会の議決を要する。

附則

1. 本規則は、平成21年10月1日より施行する。

宗教法人浄珠院「ぎんなん霊苑」管理・使用規則〔補則〕

1. 永代使用料について（補／本規則第4条1項）

①金額

金額は、1区画、90cm×90cm（0.81㎡）区画は二十万円、120cm×120cm（1.44㎡）区画は三十五万円と定める。

②納入方法

申込時に管理責任者に現金又は送金にて一括納入するものとする。

2. 管理費について（補／本規則第5条第1項⑥）

①金額及び計算期間

金額は、1期分、0.81㎡1区画五千円、1.44㎡1区画九千円とし、計算期間は、第1期（4/1～9/30）、第2期（10/1～翌年3/31）と定める。

但し、墓地使用開始が期の途中であっても、1期分全額を納入するものとする。

②納入方法

納入方法は、申込日及び期の始まる前月末日（第1期分はその年の3月31日、第2期分はその年の9月30日）までに、1期分全額を、管理責任者に現金又は送金にて支払うものとする。

3. 管理権に基づく改葬の手続（補／本規則第8条3項）

①墓地管理協議会での審議

本規則第8条3項に該当する墓地に関して、墓地管理協議会で審議し、改葬を議決した墓地を、改葬するものとする。

②改葬の通知及び立札による告示

改葬に当たっては、事前に墓籍簿に記載されている者に対して、書面にて改葬の6か月前に通知すると共に、当該墓地に改葬の理由及び改葬日を記した立札を設置するものとする。

③改装費用

改葬に伴い支出した費用は、当該墓地の使用を解除された墓地使用者が負担するものとする。

4. この補則は、平成17年10月1日より施行する。